

東京大学外国人留学生特別奨学制度 (東京大学フェローシップ)

平成25年度(4月期)研究奨励費受給者募集要項

1. 目的

この外国人留学生特別奨学制度は、優秀な私費外国人留学生に対し、その受入れを促進するため、研究奨励費(以下「奨励費」という。)を支給し、本学での学術研究への取組みを支援することを目的とする。

2. 私費外国人留学生の定義

この要項において、「私費外国人留学生」とは、外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者)で、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

3. 受給者の資格

大学院に入学する私費外国人留学生のうち特に優秀な者。(授業料免除の併用は認めない。)ただし、原則として他の奨学金を受給している者及び受給を予定している者は除く。

- (1) 民間奨学団体等奨学金申請者(予定を含む。)の推薦は原則として認めない。
- (2) 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費の申請を予定している者の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、同学習奨励費の受給は辞退することとする。
- (3) 平成25年度前期授業料免除申請者(予定を含む。)の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、授業料免除申請の取下げ手続きを行うこととする。
- (4) 東京大学外国人留学生支援基金奨学金申請者(予定を含む。)の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、同奨学金の受給は辞退することとする。

4. 奨励費の申請

申請者は、所定の時期に書類をもって所属予定の研究科長・学府長・教育部長(以下「部局長」という。)に申請する。

5. 採択人員

2名(4月入学者)(学内選考あり)

6. 奨励費

月額150,000円

7. 支給期間

東京大学大学院学則第2条に定める標準修業年限。(研究生期間(最長1年間)を含む。)

8. 受給者の決定

部局長は、各部局の割当数枠内で、1.の目的に則って、申請者に対し3.に規定された資格に係る審査を行った上、受給者を決定し本人に通知する。

部局長は、国際委員会学生交流・宿舍専門委員会(以下「委員会」という。)へその結果を報告する。

9. 申請方法

申請書類

- 東京大学外国人留学生特別奨学制度
平成 25 年度研究奨励費申請書(原本 1 部＋コピー1 部)
- 東大フェロー選考調書(原本 1 部＋コピー1 部)
- 成績証明書(直近のもの)(原本 1 部＋コピー1 部)
- 指導教員による推薦書(原本 1 部)

提出先 学生支援チーム

提出期限 平成25年4月12日(金)

1 0. 奨励費の支給方法

奨励費の支給は、在籍確認の上、四半期毎に受給者名義の預金口座に送金する。

1 1. 奨励費の休止及び再開

(1) 受給者が休学又は長期欠席(1 月以上にわたり日本を離れる場合も含む。)と認められる場合は、部局長は速やかにこれを証する書類を委員会に届け出るものとし、委員会がこれを受理した場合は、奨励費の支給を休止する。

(2) 前号の規定により奨励費の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を部局長を経て、委員会に願い出た場合は、奨励費の支給を再開することができる。

1 2. 奨励費の支給廃止

受給者が次のいずれかに該当する場合は、部局長は速やかにこれらを証する書類を委員長に届け出るものとし、委員長はこれらを受理した場合は、奨励費の支給を廃止する。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 各年度毎の研究成果の報告を怠ったとき。
- (5) 奨励費を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき。

1 3. 奨励費の返納

受給者が留学を中断・休止又は受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨励費の全部又は一部を返納させることができる。

1 4. 奨励費の辞退

受給者は、部局長を経て、奨励費の辞退を申し出ることができる。

1 5. 異動の届出

受給者の住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったときは、部局長は速やかに委員長に届け出なければならない。

1 6. 報告書の提出

受給者は、各年度末に研究経過報告書を所属する部局長の承認を経て、委員長に提出しなければならない。